

## 下水道法施行令の一部改正について

下水道法施行令の一部を改正する政令案の主な改正内容は以下のとおりです。

### 1. 公共下水道等の構造の技術上の基準の制定

公共下水道又は流域下水道（以下「公共下水道等」という。）の構造の基準として、排水施設や処理施設に共通する構造の基準、排水施設の構造の基準、処理施設の構造の基準を新たに定めます。また、都市下水路についても必要な基準については準用します。なお、既設のもので基準に適合していないものについては改築する場合を除き適用しないこととします。（雨水吐の基準については、本施行令の施行後10年（一部のものは20年）経過後適用します。）

#### 排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準

排水施設や処理施設に共通する構造の基準を以下のように定めます。

- ・ 堅固で耐久性がある構造とすること
- ・ 耐水性の材料で造るなど漏水や地下水浸入を防止する措置を施すこと
- ・ 腐食しにくい材料で造るなど腐食防止措置を施すこと

#### 排水施設の構造の技術上の基準

排水施設の構造の基準を以下のように定めます。

- ・ 排水管渠の内径又は断面積は下水を支障なく流せる大きさとすること
- ・ 水流の勢いが激しいところでは、減勢工の設置などにより水の勢いを緩和すること
- ・ 下水の流入等により空気の圧力が急激に変動するところでは、排気口の設置などにより気圧の急激な変動を緩和すること
- ・ 清掃上必要な箇所にはマンホールを設置し、マンホールやますにはふたを設置すること
- ・ 雨水吐（合流式下水道で雨天時に下水の一部を河川などの公共用水域に放流する排水施設）では、晴天時や小雨の時には下水を放流しないように、下水の放流が生じるようなまとまった雨の時には「2.放流水の水質の技術上の基準」の表-3の水質基準に適合するよう雨水吐からの放流水の量を減少させるように適切な高さの堰の設置などの措置を施すこと
- ・ 雨水吐からのきょう雑物の流出を最少限とするようスクリーンの設置などの措置を施すこと

処理施設の構造の技術上の基準

処理施設の構造の基準を以下のように定めます。

- ・ 脱臭施設の設置など臭気の発散を防止する措置を施すこと
- ・ 生活環境の保全上支障がある場合は、覆いの設置など下水の飛散を防止する措置を施すこと
- ・ 水処理施設は、放流水が「2. 放流水の水質の技術上の基準」の表 - 2 の水質基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること
- ・ 公共下水道等の管理者は放流先の公共用水域の状況などを考慮して、放流水が満たすべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量に係る「計画放流水質」を定め、その水質が表 - 1 の計画放流水質の区分に応じて、各区分に掲げる方法によって下水を処理する構造とすること。

表 - 1 計画放流水質の区分

計画放流水質			方法 (記載されている処理方法と同程度以上の処理方法を含む。)	
生物化学的 酸素要求量	窒素含有量	燐含有量		
単位：-リットル につき五日間に ミリグラム	単位：-リットル につきミリグラム	単位：-リットル につきミリグラム		
10以下	10以下	0.5以下	嫌気無酸素好気法 (有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法	
		0.5を超え1以下	嫌気無酸素好気法 (有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法 (有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法	
		1を超え3以下	嫌気無酸素好気法 (有機物を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法 (有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法	
	10を超え20以下	10を超え20以下	1以下	嫌気無酸素好気法 (凝集剤を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法 (凝集剤を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法
			1を超え3以下	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法 (凝集剤を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法
				嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法に急速濾過法を併用する方法
			1以下	嫌気無酸素好気法 (凝集剤を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法 (凝集剤を添加して処理するものに限る。) に急速濾過法を併用する方法
			1を超え3以下	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法
				標準活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法
	10を超え15以下	20以下	3以下	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法 (凝集剤を添加して処理するものに限る。)
			嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法	
		3以下	嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 標準活性汚泥法	

- ・ 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴い生活環境保全又は人の健康の保護に支障が生じないような措置を施すこと

## 2．放流水の水質の技術上の基準

水素イオン濃度、大腸菌群数、浮遊物質量については一律の基準とし、表 - 2 のとおりとします。生物化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量については、公共下水道等の管理者が新たに定める「計画放流水質」に適合する数値を基準とします。

なお、既設のものについては従前の例による等の経過措置を設けます。

また、雨天時における合流式下水道からの放流水の水質基準を新たに定めます。基準は省令で定める降雨の際に合流式下水道の各吐口から放流される生物化学的酸素要求量で表した汚濁負荷量の総量を放流水の総量で割った値とし、表 - 3 のとおりとします。

表 - 2 水素イオン濃度、大腸菌群数、浮遊物質量の水質基準

水質項目	水質基準
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
大腸菌群数	3,000 個/cm <sup>3</sup> 以下
浮遊物質量	40mg/L 以下

表 - 3 雨天時における合流式下水道からの放流水の水質基準

水質項目	水質基準	適用時期
BOD	70mg/L 以下	施行期日から施行令施行後 10 年 (一部のものは 20 年) 後まで
BOD	40mg/L 以下	施行令施行後 10 年 (一部のものは 20 年) 経過後から

## 3．排水設備の構造の技術上の基準

汚水を一時的に貯留する排水設備では、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置を施すこととする規定を追加します。なお、既設のもので基準に適合していないものについては改築する場合を除き適用しないこととします。

## 4．放流水の水質検査

雨天時における合流式下水道からの放流水の水質の技術上の基準の新設に伴い、当該放流水の水質検査について少なくとも年 1 回行うことを規定します。

## 5．終末処理場の維持管理

処理施設の構造の基準との整合を図るため、これまで定められていた散水濾床についての規定を削除するとともに、急速濾過法で下水を処理するときの維持管理基準を追加します。また、汚泥処理施設の構造基準（1．）に対応した汚泥処理施設の維持管理基準を規定します。

## 6．施行期日

施行期日は平成16年4月1日から施行することとします。